

世田谷区監査委員告示第5号

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月15日

世田谷区監査委員	田中文子
同	中根秀樹
同	上島義盛
同	河村みどり

公益財団法人世田谷区保健センター

1 指摘事項

令和2年度の決算書において、貸借対照表の「現金預金」残高と、キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」の期末残高が一致していなかった。また、税務上損金算入できない賞与引当金について加算調整をしていなかったため法人税、住民税及び事業税の申告・納付額が過少となっていた。

これらの事項について、再発防止策を検討し、正確な財務事務を行える仕組みを構築すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

キャッシュ・フロー計算書の期末残高と貸借対照表の現金預金残高との不一致については、職員の計算書作成における照合項目の見落としによる不注意により生じたもので、係内で照合作業について正しく対応するよう周知を徹底するとともに、マニュアルの中で照合チェック欄を設け、再発防止の改善を図った。

賞与引当金に関する法人税、住民税及び事業税の申告・納付額の誤りについては、当該賞与引当金に関する税務上の損金の取り扱いについて、予め顧問税理士へ処理方法の指示を仰ぐべきところ、その工程が漏れたことにより誤りが生じた。今後、職員が漏れなく情報を税理士に伝えられるよう賞与引当金の処理について、新たな勘定科目を設定し可視化できるよう改善を図った。

社会福祉法人南東北福祉事業団

1 指摘事項

令和2年度の世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金について、補助金の実績報告に添付されていた収支計算書が法人全体のものであり、補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。また、補助金交付額に影響はなかったものの、補助対象事業経費の算定方法を誤り、実際よりも多い金額が経費として計上されていた。社会福祉法人南東北福祉事業団においては、経費等の正確な算定を行い、適切な実績報告を行われたい。また、担当所管部においては、実績報告等の様式を工夫するなどして、収支等の実績報告の確認と正確な算定が行える仕組みを構築すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金は、東京リハビリテーションセンター世田谷の障害者支援施設梅ヶ丘における複数の障害福祉サービスを対象としている。補助対象事業の実績確認にあたっては、事業ごとの収支や経費を明確にし、かつ事業間で経費の重複がないことを確認する必要があった。

しかしながら、法人から提出された実績報告では、補助事業以外も含む法人全体の収支計算書が添付されており、事業ごとの収支や経費等の正確な確認が行えていなかった。

指摘の補助対象事業の収支の確認及び経費の算定方法については、実績報告の際に、事業ごとの収支や経費を記載した収支計算書の添付を求め、事業間において重複がないか等、正確な算定方法が行えるよう仕組みの改善を図った。